陳情第１１０号	受理年月日	平成２７年９月８日
付託委員会	環境建設委員会	
陳　情　者	八幡西区本城三丁目２２－１９ 大庭　孝広	
件　　名	屋外広告物条例違反者に対する行政指導について	

要　旨

北九州市屋外広告物条例に違反する広告物の処理手続において、違反者に対する指導や処罰が全く行われないまま、その除却に公金を支出することが長年続けられていたようだ。

この不適切な公金支出について建設局総務部管理課は、市議会で承認されているので問題ないとの見解を示しているが、このような処理方法では、違反者が喜ぶだけであり、納税者のためにならない。また、簡単に外れてしまう可能性のある立て看板は事故の原因にもなり得る。

行政の監視役である市議会は、その機能を果たしてもらいたい。